

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2018年4月1日
(第58期)	至	2019年3月31日

株式会社エンプラス

埼玉県川口市並木2丁目30番1号

(E02390)

第58期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社エンプラス

目 次

頁

第58期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	6
4	【関係会社の状況】	8
5	【従業員の状況】	10
第2	【事業の状況】	11
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2	【事業等のリスク】	15
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
4	【経営上の重要な契約等】	19
5	【研究開発活動】	19
第3	【設備の状況】	20
1	【設備投資等の概要】	20
2	【主要な設備の状況】	20
3	【設備の新設、除却等の計画】	23
第4	【提出会社の状況】	24
1	【株式等の状況】	24
2	【自己株式の取得等の状況】	29
3	【配当政策】	30
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	31
第5	【経理の状況】	46
1	【連結財務諸表等】	47
2	【財務諸表等】	80
第6	【提出会社の株式事務の概要】	93
第7	【提出会社の参考情報】	94
1	【提出会社の親会社等の情報】	94
2	【その他の参考情報】	94
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	95

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月21日
【事業年度】	第58期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253-3131（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営執行役員 財務経理本部 本部長 堀川 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービルディング 9階
【電話番号】	(03)6268-0259（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営執行役員 財務経理本部 本部長 堀川 裕司
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	39,650	38,737	32,991	33,288	31,281
経常利益 (百万円)	11,243	9,823	4,077	3,846	1,877
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,921	5,592	5,152	2,536	332
包括利益 (百万円)	10,200	4,013	5,127	2,398	479
純資産額 (百万円)	48,562	46,637	50,783	52,258	51,606
総資産額 (百万円)	53,899	52,838	55,249	57,118	56,656
1株当たり純資産額 (円)	3,516.43	3,640.14	3,958.65	4,062.72	4,017.45
1株当たり当期純利益金額 (円)	545.91	427.64	402.66	198.26	26.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	544.83	427.55	—	197.72	—
自己資本比率 (%)	90.0	88.2	91.7	91.0	90.4
自己資本利益率 (%)	17.3	11.8	10.6	4.9	0.6
株価収益率 (倍)	8.8	9.8	7.7	17.9	118.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,104	10,388	4,098	5,581	3,945
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,642	△3,009	△5,720	△4,834	△2,411
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,328	△6,015	△1,130	△1,037	△1,178
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	27,281	28,036	25,143	24,545	25,081
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,533 (172)	1,481 (166)	1,624 (162)	1,591 (146)	1,587 (174)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第56期及び第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	6,435	6,156	5,841	5,910	6,337
経常利益 (百万円)	2,166	6,220	3,059	2,894	2,777
当期純利益 (百万円)	2,127	6,178	4,440	2,812	1,461
資本金 (百万円)	8,080	8,080	8,080	8,080	8,080
発行済株式総数 (株)	18,232,897	18,232,897	18,232,897	18,232,897	18,232,897
純資産額 (百万円)	23,626	23,837	27,457	29,447	29,712
総資産額 (百万円)	25,696	25,839	29,184	30,784	31,433
1株当たり純資産額 (円)	1,712.43	1,862.75	2,141.73	2,288.50	2,310.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	80.00 (40.00)	80.00 (40.00)	80.00 (40.00)	80.00 (40.00)	55.00 (40.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	146.62	472.47	347.02	219.80	114.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	146.33	472.36	—	219.21	—
自己資本比率 (%)	91.9	92.3	93.9	95.1	93.7
自己資本利益率 (%)	8.5	26.0	17.3	9.9	5.0
株価収益率 (倍)	32.9	8.8	8.9	16.2	24.9
配当性向 (%)	54.6	16.9	23.1	36.4	48.1
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	261 (46)	276 (45)	311 (53)	318 (53)	336 (51)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	84.6 (130.7)	74.7 (116.5)	57.3 (133.7)	66.8 (154.9)	55.6 (147.1)
最高株価 (円)	8,380	5,420	4,200	5,350	3,875
最低株価 (円)	3,820	3,500	2,500	2,902	2,473

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第56期及び第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1981年1月株式額面変更のために合併を行った事実上の存続会社である被合併会社（第一精工株式会社、額面金額500円）の設立年月日は1962年2月21日であり、合併会社（エンプラス株式会社、額面金額500円、1981年1月に合併と同時に第一精工株式会社に商号変更）の設立年月日は1928年12月1日であります。

合併会社は被合併会社の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎましたが合併会社は合併以前は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

したがって、以下の記述については被合併会社である旧第一精工株式会社（1990年4月商号変更、現株式会社エンプラス）を実質上の存続会社として記載いたします。

年次	摘要
1962年2月	プラスチックねじ及びドリットの製造販売、金型及び精密機構部品の製造及び加工を目的として、第一精工株式会社の商号により資本金100万円をもって東京都板橋区に1962年2月21日に設立。
1963年3月	本店を東京都荒川区に移転。
1965年11月	埼玉県川口市並木に第一工場を設置、金型から成形までの一貫生産体制を確立。
1971年11月	本店を埼玉県川口市に移転。
1975年5月	シンガポールにENPLAS CO., (SINGAPORE)PTE. LTD. [現、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD.] 設立。
1980年4月	米国ジョージア州にENPLAS(U. S. A.), INC. 設立。
1980年4月	埼玉県川口市に基礎研究部門を分離独立し、株式会社第一精工研究所 [現、(株)エンプラス研究所] 設立。
1981年1月	株式額面金額の変更を目的とし、エンプラス株式会社を形式上の存続会社として合併。合併と同時に商号を第一精工株式会社に變更。
1982年7月	店頭銘柄として(株)日本証券業協会東京地区協会 [現、東京証券取引所JASDAQ] へ登録、株式を公開。
1984年7月	栃木県矢板市に栃木工場 [矢板工場] 完成。
1984年9月	東京証券取引所市場第2部へ上場。
1986年4月	埼玉県川口市にQMS株式会社設立。
1987年8月	韓国城南市に合弁会社愛信精工株式会社 [ENPLAS(KOREA), INC.] 設立。
1988年6月	英国ミルトンキーネズ市にENPLAS(U. K.) LTD. 設立。
1990年1月	マレーシア ジョホール州にENPLAS CO., (SINGAPORE)PTE. LTD. の子会社ENPLAS PRECISION (MALAYSIA)SDN. BHD. 設立。
1990年3月	決算期を12月31日から3月31日に變更。
1990年4月	商号を株式会社エンプラスに変更。
1990年4月	埼玉県鳩ヶ谷市 [現、川口市] に株式会社エンプラステック設立。
1991年8月	栃木県鹿沼市に株式会社エンプラス鹿沼 [(株)エンプラス精機] 設立。
1992年11月	本社ビルを現在地に竣工。
1993年8月	米国カリフォルニア州にENPLAS TECH(U. S. A.), INC. [現、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.] 設立。
1994年7月	ICソケット関連製品についてISO9001認証取得。
1994年12月	マレーシア ペナン州にENPLAS PRECISION (MALAYSIA)SDN. BHD. ペナン工場完成。
1995年3月	埼玉県大宮市 (現、さいたま市) に半導体機器事業部 [現、(株)エンプラス半導体機器] の事業所を新設。
1997年3月	タイ アユタヤ県にENPLAS PRECISION (THAILAND)CO., LTD. 設立。
1997年6月	中国上海市にHY-CAD SYSTEMS AND ENGINEERING社との合弁による販売会社ENPLAS HY-CAD INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI)CO., LTD. [現、ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI)CO., LTD.] 設立。
1997年10月	ENPLAS TECH (U. S. A.), INC. がICテスト及びバーンイン用ソケットの販売代理店であるTESCO INTERNATIONAL, INC. から営業権ならびに営業資産を譲り受け、社名をENPLAS TESCO, INC. [現、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.] に變更。
1998年3月	栃木工場 [矢板工場] 成形品の製造についてISO9002認証取得。

年次	摘要
1998年9月	台湾台中市に、HY-CAD SYSTEMS AND ENGINEERING社及びNICHING社との合弁による販売会社ENPLAS HN TECHNOLOGY CORPORATION [現、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION] 設立。
1998年12月	ENPLAS PRECISION(MALAYSIA)SDN. BHD. ジョホールバル工場とペナン工場を統合し、ジョホールバルに新工場完成。
1999年4月	ノリタ光学株式会社〔㈱エンプラスオプティクス〕を公開買付により子会社化。
1999年8月	ENPLAS HY-CAD INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI)CO., LTD. がENPLAS HY-CAD ELECTRONIC (SHANGHAI)CO., LTD. [現、ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO., LTD.] に社名変更。
2000年3月	東京証券取引所市場第1部へ指定替え。
2000年5月	ノリタ光学株式会社〔㈱エンプラスオプティクス〕を株式交換により完全子会社化。
2000年5月	ENPLAS HY-CAD ELECTRONIC(SHANGHAI)CO., LTD. [現、ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO., LTD.] 中国上海市にエンジニアリングプラスチック精密機構部品製造工場を開設。
2000年6月	株式会社エンプラステックを吸収合併。
2001年4月	ノリタ光学株式会社が株式会社エンプラスオプティクスに社名変更。
2001年7月	オランダ アムステルダム市にENPLAS(U. S. A.), INC. の支店としてENPLAS AMSTERDAM BRANCH開設。
2002年2月	中国香港にENPLAS(HONG KONG)LIMITED設立。
2002年4月	半導体機器事業部を会社分割の方法で分社化、埼玉県さいたま市に株式会社エンプラス半導体機器設立。
2003年4月	液晶関連事業部を会社分割の方法で分社化、埼玉県さいたま市に株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス設立。
2003年4月	栃木工場〔矢板工場〕及び株式会社エンプラス鹿沼〔㈱エンプラス精機〕においてISO14001認証取得。
2003年6月	ENPLAS CO., (SINGAPORE)PTE. LTD. がENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD. に社名変更。
2003年10月	ENPLAS AMSTERDAM BRANCHを現地法人化、ENPLAS(EUROPE)B. V. 設立。
2004年6月	米国カリフォルニア州にENPLAS NANOTECH, INC. 設立。
2005年4月	ENPLAS HN TECHNOLOGY CORPORATIONを子会社化するとともに、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATIONに社名変更し、台中市から新竹市に移転。
2005年6月	栃木県鹿沼市に鹿沼工場完成。栃木工場を矢板工場に改称。株式会社エンプラス鹿沼を株式会社エンプラス精機に社名変更。
2005年8月	ベトナム ハノイ市にENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD. の子会社として、ENPLAS(VIETNAM)CO., LTD. 設立。
2005年9月	ENPLAS(KOREA), INC. を清算。
2006年2月	株式会社エンプラスオプティクスを清算。
2006年10月	ENPLAS NANOTECH, INC. を清算。
2006年12月	中国広東省広州市にENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD. の子会社GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. 設立。
2007年2月	鹿沼工場においてISO14001認証取得。
2007年5月	韓国ソウル市に、REP KOREA社との合弁による子会社ENPLAS(KOREA), INC. を設立。
2009年8月	株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを清算。
2010年10月	ENPLAS HY-CAD ELECTRONIC(SHANGHAI)CO., LTD. を子会社化し、ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO., LTD. に社名変更。
2011年7月	インドネシア 西ジャワ州ブカシ市にPT. ENPLAS INDONESIA設立。
2011年10月	ENPLAS TESCO, INC. がENPLAS TECH SOLUTIONS, INC. に社名変更。
2011年12月	タイ チョンブリー県にENPLAS PRECISION(THAILAND)CO., LTD. ピントン工場完成。
2012年4月	L E D関連事業を会社分割の方法で分社化、埼玉県川口市に株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス設立。
2012年6月	株式会社エンプラス精機を清算。
2013年2月	矢板工場を売却。

年次	摘要
2013年 8 月	シンガポールにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. を設立。半導体機器事業の本社機能を移転するとともに、株式会社エンプラス半導体機器を同社子会社化。
2013年12月	米国カリフォルニア州にENPLAS MICROTECH, INC. 設立。
2014年 3 月	フィリピンにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. の子会社ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. 設立。
2014年 4 月	ENPLAS (EUROPE) B. V. が英国NIKAD Electronics Limited社より欧州におけるバーンインソケット及びテストソケット事業の営業権を譲り受けるとともに、ドイツ及びイタリアの同社子会社NIKAD Elektronik GmbH及びNIKAD Electronics S. r. l. をENPLAS (EUROPE) B. V. の子会社として譲り受け、ENPLAS (DEUTSCHLAND) GmbH及びENPLAS (ITALIA) S. R. L. に社名変更。
2014年 5 月	イスラエルにENPLAS (EUROPE) B. V. の子会社ENPLAS (ISRAEL) LTD. 設立。
2014年12月	株式会社DNAチップ研究所と資本業務提携。
2015年 6 月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行。
2015年 7 月	東京都千代田区にグローバル本社を開設。
2015年10月	東京都港区に浜松町事業所を開設。
2015年11月	米国ニューヨーク州にENPLAS AMERICA, INC. を設立。
2016年 2 月	英国SPHERE FLUIDICS社と資本業務提携。
2016年 5 月	英国ヒースローにENPLAS (EUROPE) LTD. を設立。
2016年 9 月	ENPLAS (KOREA), INC. を清算。
2016年10月	ENPLAS (EUROPE) LTD. がENPLAS (EUROPE) B. V. を吸収合併。
2017年 2 月	東京都千代田区に株式会社シングルセルテクノロジーを設立。
2017年 5 月	ENPLAS (EUROPE) LTD. が英国ロンドンに移転。
2017年 6 月	ENPLAS AMERICA, INC. が米国POLYLINKS, INC. 社〔現、ENPLAS LIFE TECH, INC.〕を株式取得により子会社化。
2018年 1 月	POLYLINKS, INC. がENPLAS LIFE TECH, INC. に社名変更

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社25社で構成されており、主としてエンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工ならびに販売を主業としている専門メーカーであります。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

エンブラ事業

当事業においては、高精度ギアを核としたOA・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器、バイオ関連製品等を製造・販売しております。

（主な関係会社）

（国内販売）	株式会社シングルセルテクノロジー
（国内製造販売）	QMS株式会社
（海外販売）	ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD. ENPLAS MICROTECH, INC. ENPLAS (ISRAEL) LTD. ENPLAS (EUROPE)LTD.
（海外製造販売）	ENPLAS(U. S. A.), INC. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA)SDN. BHD. ENPLAS PRECISION(THAILAND)CO., LTD. ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI) CO., LTD. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. ENPLAS (VIETNAM)CO., LTD. PT. ENPLAS INDONESIA ENPLAS LIFE TECH, INC.

半導体機器事業

当事業においては、ICテスト用ソケット、バーンインソケットを製造・販売しております。

（主な関係会社）

（国内製造販売）	株式会社エンプラス半導体機器 QMS株式会社
（海外販売）	ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC. ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION ENPLAS (HONG KONG)LIMITED. ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. ENPLAS (EUROPE)LTD. ENPLAS (DEUTSCHLAND)GMBH. ENPLAS (ITALIA)S. R. L. ENPLAS (ISRAEL) LTD.
（海外製造販売）	ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.

オプト事業

当事業においては、光通信デバイス、LED用拡散レンズを製造・販売しております。

（主な関係会社）

（国内製造販売）	株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス QMS株式会社
（海外販売）	ENPLAS (HONG KONG)LIMITED. ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE. LTD. ENPLAS MICROTECH, INC. ENPLAS (ISRAEL) LTD.
（海外製造販売）	ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI) CO., LTD. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. ENPLAS (VIETNAM)CO., LTD.

その他

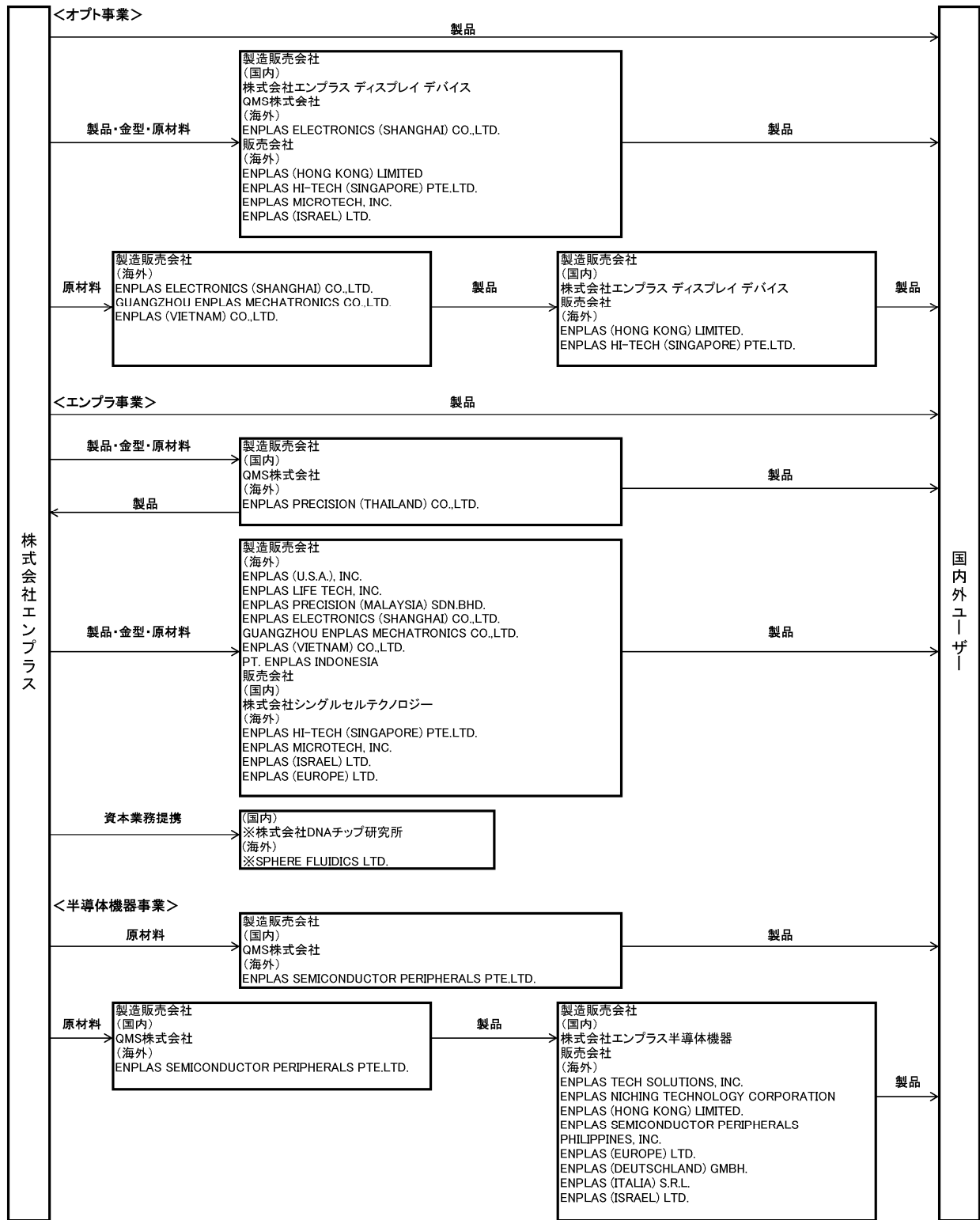
（研究開発活動）

当社及び株式会社エンプラス研究所にて全事業分野にわたり研究開発を行っております。

（地域統括）

ENPLAS AMERICA, INC. にて北米地域を、ENPLAS (EUROPE) LTD. にて欧州地域のグループ会社の統括を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社
 ※印 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE) PTE. LTD. (注) 2	シンガポール	千米ドル 2,382	エンブラ事業 オプト事業	100	エンブラ事業及びオプト事業製品の販売、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
ENPLAS(U. S. A.), INC. (注) 2、4	米国 ジョージア州	千米ドル 4,000	エンブラ事業	100 (100)	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。
株式会社エンプラス研究所	埼玉県川口市	百万円 45	研究開発活動	100	研究開発全般を担当している。
QMS株式会社	埼玉県川口市	百万円 50	エンブラ事業 半導体機器事業 オプト事業	100	エンブラ事業、半導体機器事業及びオプト事業製品の製造、販売をしている。役員の兼任あり。
ENPLAS PRECISION(MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 4	マレーシア ジョホールバル	千マレーシア リンギット 4,000	エンブラ事業	100 (70)	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC. (注) 4、5	米国 カリフォルニア州	千米ドル 2,000	半導体機器事業	100 (100)	半導体機器事業製品の販売及び技術サービス等をしている。
ENPLAS PRECISION(THAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県	千タイバーツ 100,000	エンブラ事業	100	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。
ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI) CO., LTD. (注) 4	中国 上海市	千人民元 18,311	エンブラ事業 オプト事業	100 (10.0)	エンブラ事業及びオプト事業製品の製造、販売をしている。当社から原材料を購入している。
ENPLAS (HONG KONG)LIMITED.	中国 香港	千米ドル 257	半導体機器事業 オプト事業	100	半導体機器事業及びオプト事業製品の販売をしている。役員の兼任あり。
株式会社エンプラス半導体機器 (注) 4	埼玉県川口市	百万円 310	半導体機器事業	100 (100)	半導体機器事業製品の製造、販売をしている。当社から原材料を購入している。当社から土地建物を賃借している。
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	台湾 新竹市	千ニュー台湾ドル 17,400	半導体機器事業	85.0	半導体機器事業製品の販売、情報収集、マーケティングをしている。
ENPLAS (VIETNAM)CO., LTD. (注) 4	ベトナム ハノイ	千米ドル 1,522	エンブラ事業 オプト事業	100 (100)	エンブラ事業及びオプト事業製品の製造、販売をしている。
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. (注) 4	中国 広東省	千人民元 18,919	エンブラ事業 オプト事業	100 (100)	エンブラ事業及びオプト事業製品の製造、販売をしている。
PT. ENPLAS INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州	千米ドル 2,000	エンブラ事業	100	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。
株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス	埼玉県川口市	百万円 100	オプト事業	100	オプト事業製品の製造、販売をしている。当社から原材料を購入している。当社から建物を賃借している。役員の兼任あり。
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. (注) 2	シンガポール	千米ドル 13,000	半導体機器事業	100	半導体機器事業製品の製造、販売、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. (注) 4	フィリピン パンパンガ州	千米ドル 200	半導体機器事業	100 (100)	半導体機器事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。
ENPLAS MICROTECH, INC. (注) 4	米国 カリフォルニア州	千米ドル 3,000	エンブラ事業 オプト事業	100 (100)	エンブラ事業及びオプト事業製品の開発、販売をしている。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
ENPLAS (EUROPE) LTD.	英国 ロンドン	千米ドル 500	エンブラ事業 半導体機器事業	100	エンブラ事業及び半導体機器事業製品の販売及び技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH. (注) 4	ドイツ バイエルン州	千ユーロ 25	半導体事業	100 (100)	半導体機器事業製品の販売及び技術サービス、情報収集及びマーケティング等をしている。
ENPLAS (ITALIA) S. R. L. (注) 4	イタリア ミラノ	千ユーロ 20	半導体事業	100 (100)	半導体機器事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティング等をしている。
ENPLAS (ISRAEL) LTD. (注) 4	イスラエル ハイファ	千シェケル 100	エンブラ事業 半導体事業 オプト事業	100 (100)	エンブラ事業、半導体機器事業及びオプト事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
ENPLAS AMERICA, INC. (注) 2	米国 ニューヨーク州	千米ドル 1,000	地域統括	100	エンブラ事業製品の開発、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
株式会社シングルセルテクノロジー	東京都 千代田区	百万円 260	エンブラ事業	100	エンブラ事業製品の販売、開発、情報収集及びマーケティングをしている。役員の兼任あり。
ENPLAS LIFE TECH, INC. (注) 4	米国 ノースカロライナ州	米ドル 100	エンブラ事業	100 (100)	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。
(持分法適用会社) 株式会社DNAチップ研究所 (注) 3	東京都 港区	百万円 1,400	エンブラ事業	16.6	エンブラ事業関連の研究受託サービスを提供している。
SPHERE FLUIDICS LTD.	英国 ケンブリッジ	ポンド 528	エンブラ事業	23.9	エンブラ事業製品の製造、販売をしている。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 有価証券報告書を提出しております。

4 議決権の所有割合の()内は、間接所有の議決権の合計の割合で内数となっております。

5 ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。その「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	3,407	129	103	652	1,462

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
エンブラ事業	864 (98)
半導体機器事業	213 (31)
オプト事業	223 (30)
報告セグメント計	1,300 (159)
その他	53 (8)
全社 (共通)	234 (7)
合計	1,587 (174)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
336 (51)	39.8	14.7	5,920

セグメントの名称	従業員数 (人)
エンブラ事業	150 (27)
オプト事業	78 (15)
報告セグメント計	228 (42)
その他	21 (6)
全社 (共通)	87 (3)
合計	336 (51)

(注) 1 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2 平均年間給与 (税込) は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(当社グループの対処すべき課題)

当社グループの事業分野であるエンブラ事業、半導体機器事業、オプト事業は日々新しい技術が生まれ、市場の変化が非常に激しい業界であり、このような環境下における当社の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 多様な成長戦略の実行

持続的な成長の実現に向けて、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することが重要だと考えております。当社は半導体機器事業が関連市場の拡大を受けて伸長する中、エンブラ事業とオプト事業では要素技術や新製品の開発に注力することで、さらなる成長を模索してまいりました。よりバランスの取れた事業構成とすべく、各事業において顧客価値の創出に努めるとともに、新事業の開発にも継続して取り組んでまいります。

2. スペックビジネスの推進

当社グループが属する電子部品業界においては、顧客ニーズの多様化や高度化が進行しており、顧客に価値あるソリューションを提案するためには、顧客目線で必要な評価を実施し、機能保証を行うことが重要であると考えております。当社はこれを実現するために、最先端評価技術の開発を推進し、より高度な技術的提案を通じて他社との差別化に取り組んでまいります。

3. 経営リスクへの対応

当社グループを取り巻く経営上のリスクは、グローバル化の進展により益々増してきていると考えております。当社は、知的財産権に関するリスク、市場での価格競争激化と在庫調整によるリスク、為替レートの変動リスク、カントリーリスク、災害等によるリスクが当社に影響を及ぼす可能性があると考え、対応策について随時審議決定しております。カントリーリスクについては、激しさを増す米中貿易摩擦のように足元で一部リスクが顕在化しており、その影響は複数国に波及する可能性があるため、当社として迅速に対応できるよう体制の構築に努めております。また、当社の開発製品及び技術に対する知的財産権に関するリスクの最小化を重要課題として捉え、当社が保有する知的財産権の保護に努めるとともに、より強力な知的財産権の保有を推進しております。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社株式は金融商品取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆様ご意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆様による最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

そこで当社は、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、2009年に導入し、2012年に一部改定しました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチック部品で培った先進技術をもとに、更に最先端技術を追及し、創造的価値を世界市場に提供しており、①電子・自動車、光学、半導体等の多様な事業展開を可能にする開発力、②エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤、を強みとしております。

当社グループは、企業価値向上のため、顧客基盤、ものづくり基盤の強化に加え、グローバル経営を進化させることを目的とした地域統括拠点の設立、M&Aや新事業開発への積極的な投資により、収益の安定化及び多様化を

推進してまいりました。今後も将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

(1) 本プランの手續

① 対象となる大量買付行為

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い、または行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を対象としております。

② 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。

③ 必要情報の提供

当社代表取締役に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含まず。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

④ 取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i) 現金（円貨）のみを対象とする当社株式等の全てを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii) その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大量買付者に通知するとともに、開示いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

⑤ 対抗措置の発動の要件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する敵対的買収行為とみなし、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a) 特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b) 大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

⑥ 株主意思確認総会

当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

そして、株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

(2) 対抗措置の中止または撤回

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

(3) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、第57回定時株主総会の終結時より、2021年6月開催予定の当社第60回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

(4) 株主及び投資家の皆様への影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われなため、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止ならびに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否か、ならびに取締役会評価期間を延長するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業活動に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、主に以下のようなものがあります。なお、記載のリスク事項は、当該有価証券報告書提出日の2019年6月21日現在において判断したものであります。

(1) 市場での価格競争激化と在庫調整によるリスク

当社グループが属する電子部品業界は、液晶テレビ、半導体、事務機器など技術革新の一層のスピード化により、既存製品から新製品への切り替えサイクルの早期化、競合他社との価格競争の激化、市場での急激な在庫調整の影響を受けやすい環境にあります。

当社グループでは、市場変化の影響を受けにくい、価格競争力のある、特許に裏打ちされた占有技術による新規開発製品の上市、新製品比率の増加、高付加価値技術の製品化など研究・開発体制の強化に向けて、経営資源を積極的に投入いたしますが、予想以上の価格競争激化による製品価格の低下や急激な在庫調整が発生した場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替レートの変動リスク

当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は、70%を超えており海外売上高の割合が高いため、為替レートの変動は当社グループの外貨建取引から発生する収益・費用及び資産・負債の円換算額を変動させ、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社グループでは、外貨建債権回収に係わる為替変動リスクを最小化する目的で、為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、当該リスクを完全に回避できる保証はなく、米ドル通貨に対して円高が急激に進展した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) たな卸資産のリスク

当社グループ保有の製品・仕掛品の、たな卸資産の評価方法は、「第5（経理の状況） 1（連結財務諸表等）(1)（連結財務諸表）（注記事項）（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の項に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用、在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。金型については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。また原材料については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。当該たな卸資産について今後、製品のライフサイクルの短縮による非流動化や陳腐化、価格競争の激化により市場価値が大幅に下落した場合は、当該たな卸資産を評価減または廃棄処理することが予想され、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

当社グループでは、事業の優位性を確保するため、他社と差別化できる技術とノウハウの蓄積に取り組んでおります。当社が開発する製品及び技術については当社が保有する知的財産権による保護に努めているほか、他社の知的財産権に対する侵害のないよう細心の注意を払い、社内リスク管理を徹底しております。

しかしながら、当社グループが認識していない第三者の所有する知的財産権を侵害した場合、または当社グループが知的財産権を有する技術に対し第三者から当該権利を侵害された場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) カントリーリスク

当社グループの事業は北米、ヨーロッパ、アジア等グローバルに展開しております。したがって、各国における政治・経済状況の変化、法律・税制の改正等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害等によるリスク

当社グループは、地震・風水害などの自然災害、火災などの事故災害等、予期しない事象を想定して、生産能力への影響度合いを最小限に止めるべく、「総合リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化に努めております。しかしながら保有する重要な生産設備に災害等が生じた場合は、これを完全に防止または軽減できる保証はなく、これらの災害等が発生した場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における世界経済は、米国において利上げが一時的に停止され、個人消費が堅調に推移する一方、貿易摩擦の影響により中国向けの輸出は大きく減少しました。中国では米国における関税の引き上げにより輸出が落ち込み、設備投資も低調となる中、企業向けの減税が決定されました。新興国・地域においては一時、世界的な金融市場の混乱を受けて資金が流出する局面があったものの、足元では持ち直しが見られます。わが国経済は海外経済の落ち込みが影響し輸出が減少しましたが、失業率は引き続き低水準で推移し、個人消費にも底堅さが見られました。

しかし、米中貿易摩擦が長期化する中、国内では人手不足が継続しており、景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況の中、当社グループでは、更なる成長を目指すため、「Organic Growth」を当期の経営基本方針とし、グローバル競争の激化を始めとする環境の変化に迅速に対応することで企業価値の向上及び株主価値の最大化を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は31,281百万円（前期比6.0%減）となり、営業利益は1,735百万円（前期比60.3%減）、経常利益は1,877百万円（前期比51.2%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当第4四半期連結会計期間に計上した投資有価証券評価損の影響もあり332百万円（前期比86.9%減）となりました。

各セグメントの業績概況は次のとおりであります。

「エンブレ事業」

自動車用部品は、北米で自動車販売が伸び悩んだ影響を受けて力強さを欠きました。プリンター用部品は主要顧客から継続的に受注を獲得し、堅調に推移しました。その他エンブレ製品は、良好な市況のもと売上が増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は14,340百万円（前期比6.0%増）、セグメント営業利益は15百万円（前期比90.5%減）となりました。

「半導体機器事業」

各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットは、米国における販売が好調となる一方、国内において顧客の生産調整の影響を受け、低調に推移しました。この結果、連結会計年度の売上高は11,923百万円（前期比0.5%減）、セグメント営業利益は879百万円（前期比54.0%減）となりました。

「オプト事業」

光通信関連の光学デバイスは、サーバー市場の拡大を受けて売上が増加しました。LED用拡散レンズは、ソリューション提案による拡販に取り組みましたが、主要顧客におけるモデルチェンジの影響により売上が減少しました。この結果、当連結会計年度の売上高は5,018百万円（前期比35.5%減）、セグメント営業利益は840百万円（前期比63.4%減）となりました。

(2)生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
エンブラ事業 (百万円)	14,527	106.4
半導体機器事業 (百万円)	12,032	97.8
オプト事業 (百万円)	4,788	62.9
合計 (百万円)	31,348	93.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
エンブラ事業	14,374	104.1	1,027	114.7
半導体機器事業	12,771	107.4	1,730	196.2
オプト事業	5,361	71.7	647	213.1
合計	32,508	98.0	3,406	163.6

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
エンブラ事業 (百万円)	14,340	106.0
半導体機器事業 (百万円)	11,923	99.5
オプト事業 (百万円)	5,018	64.5
合計 (百万円)	31,281	94.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
藤光樹脂株式会社	3,798	11.4	—	—

※当連結会計年度は販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先はありません。

(3) 財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は56,656百万円となり、前連結会計年度末比462百万円の減少となりました。

流動資産につきましては347百万円増加いたしました。主な変動要因は現金及び預金で606百万円増加したものの有価証券で200百万円減少したことによるものです。

固定資産につきましては810百万円減少いたしました。変動要因は無形固定資産で483百万円、有形固定資産で175百万円、投資その他の資産で151百万円減少したことによるものです。

負債は5,049百万円となり、前連結会計年度末比で189百万円の増加となりました。流動負債につきましては94百万円減少いたしました。主な変動要因は未払法人税等で78百万円、未払金で75百万円減少したものの、その他で64百万円増加したことによるものです。固定負債につきましては284百万円増加しました。主な変動要因はその他で169百万円、繰延税金負債で112百万円増加したことによるものです。

純資産は51,606百万円となり、前連結会計年度末比651百万円の減少となりました。主な変動要因は利益剰余金で739百万円、その他有価証券評価差額金で135百万円減少したほか、為替換算調整勘定で237百万円増加したことによるものです。その結果、当連結会計年度末の自己資本比率は90.4%となり、前連結会計年度末比0.6ポイント減少しております。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は25,081百万円となり、前連結会計年度末に比べて、535百万円増加しました。キャッシュ・フローの状況及びその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、税金等調整前当期純利益1,119百万円（前連結会計年度は3,786百万円）、減価償却費2,254百万円（前連結会計年度は2,029百万円）、投資有価証券評価損1,116百万円（前連結会計年度はなし）を計上し、法人税等の支払額が773百万円（前連結会計年度は445百万円）発生した結果、営業活動による収入は3,945百万円（前連結会計年度は5,581百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、有形固定資産の取得による支出1,831百万円（前連結会計年度は1,974百万円）、および投資有価証券の取得による支出1,324百万円（前連結会計年度は151百万円）が発生した結果、投資活動による支出は2,411百万円（前連結会計年度は4,834百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、配当金の支払いを1,023百万円（前連結会計年度は1,022百万円）を行った結果、財務活動による支出は1,178百万円（前連結会計年度は1,037百万円の支出）となりました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、安全性及び流動性を確保する効率的な資金管理を行うことを基本方針としております。また、将来の事業展開を勘案し、長期的展望に立って生産設備の増強、研究開発投資及び情報化投資などを行っていく予定で、継続的な利益の積み上げによる自己資金がその財源となります。

4 【経営上の重要な契約等】

2014年11月20日、当社は株式会社DNAチップ研究所（以下DNAチップ研究所）との間で、DNAチップ研究所が有する遺伝子関連の受託検査技術と当社のエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、バイオ関連事業における顧客提案力と研究開発能力の強化を推進し、国内外の生体分析や医療分野の発展に貢献していくことを目的として、資本業務提携契約を締結しました。また、当該資本業務提携契約に基づき、2014年12月8日にDNAチップ研究所の第三者割当増資と新株予約権を引受け、同社を当社の持分法適用関連会社といたしました。なお、2018年12月19日に新株予約権の権利を行使し、議決権割合は16.6%となっております。

5 【研究開発活動】

当社グループは、創業以来エンジニアリングプラスチックの超精密加工をコア技術として、高精度・高機能プラスチック精密機構部品・製品を供給しております。精密成形技術を応用した電子・自動車関連機器への製品、微細接触技術を応用した半導体ICソケット、光設計技術、光束制御技術を応用したオプトデバイス、液晶関連製品の製品展開を進めております。

当連結会計年度は、エンブラ事業分野では、自動車関連、OA機器、家電向けに製品機能の向上を目的として、CAEを駆使し事前課題の検証を行うことによりギヤや機能部品の更なる高精度化、高強度化、高機能化に取り組みました。オプト事業分野では、光通信分野の光デバイス開発、LED液晶TV向けの光学レンズ開発、LED照明分野の新たなデバイス開発などを進めております。半導体機器事業分野においては、高密度化に加えて、高周波に対応したICソケット開発を実施いたしました。加えて、新規事業創出を目指し、オプトやライフサイエンス分野の新技術の開発を進めております。

当連結会計年度に、研究開発費として1,264百万円を支出しましたが、その主な活動は以下のとおりであります。

①エンブラ事業

独創的なオリジナルギヤ開発を行い、高精度・高強度・静音の3つの要素技術開発を継続的に行っております。これら要素技術を基盤として、ギヤトレインの設計及び開発を行い、自動車関連、OA機器分野・家電分野の市場要求に適合する開発を進めております。

また、バイオ関連においては、DNA、たんぱく質、細胞などの分析装置のデバイスおよび周辺部品の開発を進め、市場においてソリューション活動を推進しております。

昨年度連結子会社化したENPLAS LIFE TECH, INC.にて顧客と密着した活動を推進し、ライフサイエンス分野における幅広い樹脂製品開発を行っております。

②半導体機器事業

モバイル、AI、サーバー用の半導体はデバイスの高集積化が加速しており、将来に向けた多ピン、超微細ピッチ対応ソケットの開発を進めております。また半導体デバイスの多様化により、使われる環境や試験方法に合わせたソケットが要求され、多品種少量に適した生産技術開発も行っております。

自動運转向けのセンサーやプロセッサなどの高信頼性を要求される車載半導体向けのソケットにおいては、今後さらに加速していく電動化、電子化の流れに対応した高寿命、大電流、高耐熱技術や半導体デバイスの高速化に向けた高周波対応ソケットのソリューション開発を進めております。

③オプト事業

光通信分野においては、高速化に対応したストレージスイッチやサーバー、光モジュール向け光学製品開発を行っており、第5世代移動通信システムを見越した高精度レンズ製品の開発も進めております。

LED関連では、当社独自の光束制御技術を駆使して次世代液晶テレビのあらゆるニーズに応えるレンズ開発を進めております。

また、LED照明用途の多様な配光ニーズに対応したレンズを開発し、看板用を含めた様々なデバイス開発を行っております。さらには、新規市場参入を目指し、次世代光学機器や光学センサーをターゲットとした製品開発を行っております。

エンブラスの総合技術を駆使して、あらゆる産業分野に向け、樹脂ならではの特徴を生かした新しい発想と技術の進歩で、市場に新しい価値を生み出して参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、中長期的に成長が期待される高付加価値事業及び新規事業開発に重点を置き、併せて生産の合理化、省力化及び製品の信頼性向上を目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,805百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) エンプラ事業

生産用設備を中心に447百万円の設備投資を実施しました。

(2) 半導体機器事業

新規金型を中心に718百万円の設備投資を実施しました。

(3) オプト事業

LED用拡散レンズ向けの新規金型及び生産用設備を中心に404百万円の設備投資を実施しました。

(4) その他

基幹システムの更改を中心に234百万円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (埼玉県川口市)	全社統括業務	統括、販売 業務設備	582	28	512 (1,868)	182	1,304	136 (12)
鹿沼工場 (栃木県鹿沼市)	エンブラ事業 オプト事業	生産、購買 業務設備	882	572	844 (32,899)	120	2,419	162 (36)
上青木事業所 (埼玉県川口市)	半導体機器事 業	設計、販売 業務設備	398	14	362 (1,077)	0	775	—
グローバル本社 (東京都千代田区)	全社統括業務	統括業務設備	45	7	—	10	62	36 (2)
浜松町事務所 (東京都港区)	エンブラ事業	統括、販売 業務設備	24	—	—	1	25	1
その他 (埼玉県さいたま市)	全社統括業務	統括業務施設建 設予定地	—	—	4,611 (8,348)	21	4,632	—

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社エンブ ラス研究所	埼玉県 川口市	研究開発活動	素材、加工研 究開発設備	5	35	—	31	72	32 (2)
QMS株式会社	埼玉県 川口市	エンブラ事業 半導体機器事業 オプト事業	設計、生産、 販売業務設備	315	89	235 (884)	52	693	56 (13)
株式会社エンブ ラス半導体機器	埼玉県 川口市	半導体機器事業	設計、販売、 購買業務設備	5	255	—	254	515	74 (31)
株式会社エンブ ラス ディスプ レイ デバイス	埼玉県 川口市	オプト事業	設計、販売、 購買業務設備	13	56	—	123	193	35 (14)
株式会社シング ルセルテクノロ ジー	東京都千 代田区	エンブラ事業	研究開発設備	0	10	—	27	38	6 (0)

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 （面積㎡）	その他	合計	
ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	エンブラ事業 オプト事業	販売業務設備	3	—	—	1	4	12 (0)
ENPLAS (U. S. A.), INC.	米国ジョージア州	エンブラ事業	生産、販売業務設備	205	69	149 (76,890)	23	447	69 (22)
ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア ジョホールバル	エンブラ事業	生産、販売業務設備	2	82	— (12,340)	36	121	226 (22)
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	米国カリフォルニア州	半導体機器事業	設計、販売業務設備	—	4	—	1	5	22 (0)
ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県	エンブラ事業	生産、販売業務設備	2	36	— (59,084)	206	244	157 (0)
ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市	エンブラ事業 オプト事業	生産、販売業務設備	2	193	— (13,000)	139	335	110 (0)
ENPLAS (HONG KONG) LIMITED.	中国 香港	半導体機器事業 オプト事業	販売業務設備	—	—	—	4	4	4 (0)
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	台湾 新竹市	半導体機器事業	販売業務設備	—	0	—	10	11	23 (0)
ENPLAS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム ハノイ	エンブラ事業 オプト事業	生産、販売業務設備	—	136	— (11,737)	54	191	122 (0)
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.	中国 広東省	エンブラ事業 オプト事業	生産、販売業務設備	7	87	— (3,288)	4	100	74 (0)
PT. ENPLAS INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州	エンブラ事業 オプト事業	生産、販売業務設備	114	28	— (4,463)	10	153	30 (0)
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	シンガポール	半導体機器事業	販売業務設備	4	0	—	41	45	75 (0)
ENPLAS MICROTECH, INC.	米国 カリフォルニア州	エンブラ事業 オプト事業	販売業務設備	—	3	—	4	8	5 (0)

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	その他	合計	
ENPLAS LIFE TECH, INC.	米国 ノースカロ ライナ州	エンブラ事業	生産、販売業 務設備	189	113	—	19	321	63 (19)
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.	フィリピン パンパンガ 州	半導体機器事業	販売業務設備	0	8	—	3	12	27 (0)
ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH.	ドイツ バイエルン 州	半導体機器事業	販売業務設備	—	—	—	0	0	2 (0)
ENPLAS (ITALIA) S. R. L.	イタリア ミラノ	半導体機器事業	販売業務設備	—	—	—	0	0	1 (0)
ENPLAS (ISRAEL) LTD.	イスラエル ハイファ	エンブラ事業 オプト事業 半導体機器事業	販売業務設備	—	—	—	1	1	1 (0)
ENPLAS AMERICA, INC.	米国 ニューヨー ク州	地域統括	開発及びマー ケティング業 務設備	238	—	77 (36,422)	13	330	8 (0)
ENPLAS (EUROPE) LTD.	英国 ロンドン	エンブラ事業 半導体機器事業	販売業務設備	—	3	—	34	38	17 (0)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 従業員数の（ ）は、臨時従業員を外書しております。

3 主要な設備を連結会社間で賃貸借している場合は、貸主側で記載する方法によっております。

4 提出会社の上青木事業所は、その設備のほとんどを(株)エンプラス半導体機器へ賃貸しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資については、将来の事業展開を勘案し、長期的展望に立って生産設備の増強、研究開発投資及び情報化投資などを計画しております。

設備投資計画は、原則的に当社及び連結子会社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ予算編成会議において提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
株式会社エンブ ラス	埼玉県川口市	エンブラ事業 オプト事業	建物及び附属設備 機械装置及び資産金型 ソフトウェア及び測定器 等	1,601	—	自己資金	2019年 4月	2020年 3月
株式会社エンブ ラス半導体機器	埼玉県川口市	半導体機器事業	機械装置及び資産金型 ソフトウェア及び測定器 等	637	—	自己資金	2019年 4月	2020年 3月

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,232,897	18,232,897	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,232,897	18,232,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年10月25日								
付与対象者の区分及び人数(名)	<table> <tr> <td>当社執行役員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>当社従業員(上記執行役員を含まない)</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>当社グループ会社取締役</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>当社グループ会社従業員</td> <td>175</td> </tr> </table>	当社執行役員	4	当社従業員(上記執行役員を含まない)	325	当社グループ会社取締役	8	当社グループ会社従業員	175
当社執行役員	4								
当社従業員(上記執行役員を含まない)	325								
当社グループ会社取締役	8								
当社グループ会社従業員	175								
新株予約権の数(個) ※	4,046 [4,033] (注) 1								
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 404,600 [403,300] (注) 1								
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,210 (注) 2								
新株予約権の行使期間 ※	2019年10月26日～2021年10月25日								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	<table> <tr> <td>発行価格</td> <td>3,210</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>1,605</td> </tr> </table>	発行価格	3,210	資本組入額	1,605				
発行価格	3,210								
資本組入額	1,605								
新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の執行役員、正社員及び正社員に準じる者、または当社子会社の取締役、執行役員、正社員及び正社員に準じる者のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、社命による他社への転籍等、当社が認める正当な事由がある場合、権利行使開始日もしくは当該事由が生じた日から5年間かつ行使期間内は行使することができる。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分、ならびに相続は認められないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。</p>								
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	権利の譲渡については、取締役会の承認を要する。								
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—								

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当後、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2014年5月13日 (注)	△2,000,000	18,232,897	—	8,080	—	2,020

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	27	27	46	159	9	4,041	4,309	—
所有株式数 (単元)	—	33,718	1,709	895	43,078	61	102,737	182,198	13,097
所有株式数 の割合 (%)	—	18.51	0.94	0.49	23.64	0.03	56.39	100.00	—

(注) 1 自己株式5,485,416株は「個人その他」に54,854単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
横田 大輔	東京都渋谷区	1,422	11.15
横田 誠	埼玉県さいたま市	1,236	9.70
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5 (東京都中央区晴海1-8-1 2 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟)	638	5.00
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	625	4.90
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-1 1-3	538	4.22
JP MORGAN CHASE BANK 380684 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目1 5-1 品川イン ターシティA棟)	496	3.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決裁 事業部)	308	2.42
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目1 1-1)	303	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-1 1	294	2.30
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2丁目7-1 品川イン ターシティA棟)	292	2.29
計	—	6,156	48.29

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 538千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 294千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,485,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,734,400	127,344	—
単元未満株式	普通株式 13,097	—	—
発行済株式総数	18,232,897	—	—
総株主の議決権	—	127,344	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権の数1個) 含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ16株及び20株含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 2-30-1	5,485,400	—	5,485,400	30.08
計	—	5,485,400	—	5,485,400	30.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2019年1月4日) での決議状況 (取得期間 2019年1月7日~2019年7月31日)	500,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	47,500	132,933,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	452,500	1,367,066,500
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	90.5	91.1
当期間における取得自己株式	171,600	521,099,300
提出日現在の未行使割合 (%)	56.1	56.3

(注) 2019年4月26日開催の取締役会において、2019年1月7日から2019年4月26日までであった取得期間を、2019年7月31日までに延長する決議を行いました。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	251	800,705
当期間における取得自己株式	73	219,385

(注) 当期間における取得自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	5,485,416	—	5,657,089	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆様へ還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上をはかるため引き続き事業体質の改善に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のためのM&A資金などに積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお当事業年度の期末配当金は、2019年5月30日開催の取締役会決議により、1株当たり15円とし、2019年5月31日を支払開始日とさせていただきます。既に2018年12月3日に1株当たり40円の中間配当を実施いたしましたので年間配当金は1株当たり55円となります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

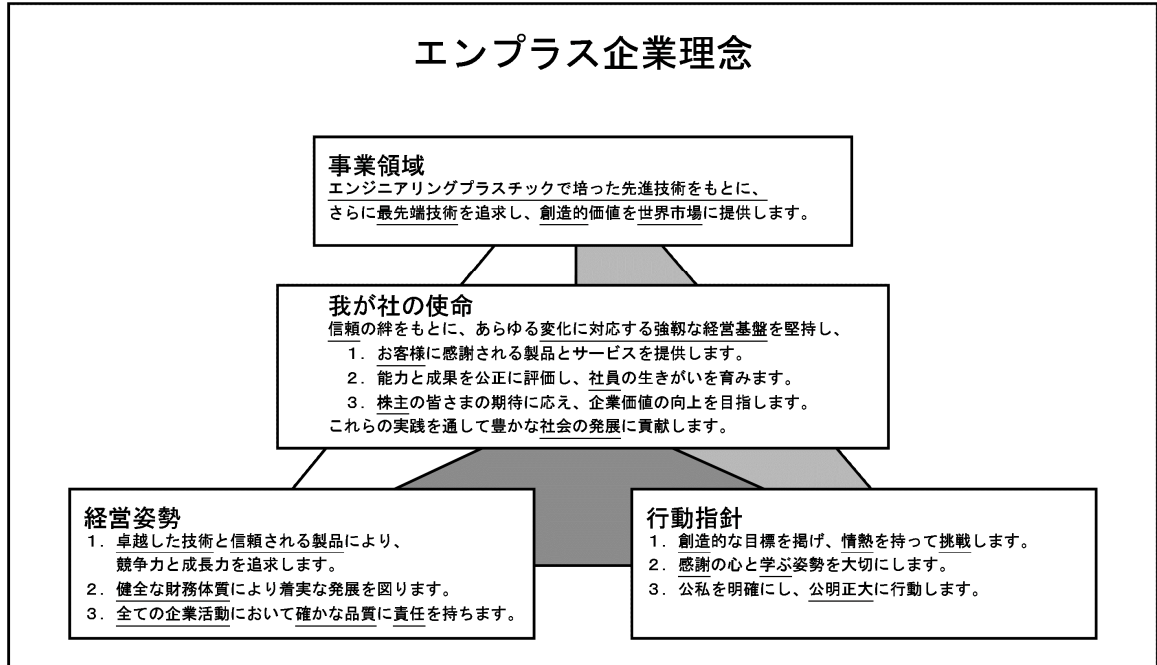
決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年10月31日 取締役会	511	40.0
2019年5月30日 取締役会	191	15.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来エンジニアリングプラスチックによる超精密加工に特化し、創造的価値を世界市場に提供することで社会に貢献してまいりました。当社の経営方針・企業精神・企業倫理を具現化したものが企業理念であり、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にするとともに当社のコーポレート・ガバナンスの基本原則となっております。



企業理念においては①株主②顧客③社員の各ステークホルダーの立場の尊重について定めており、各ステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えております。

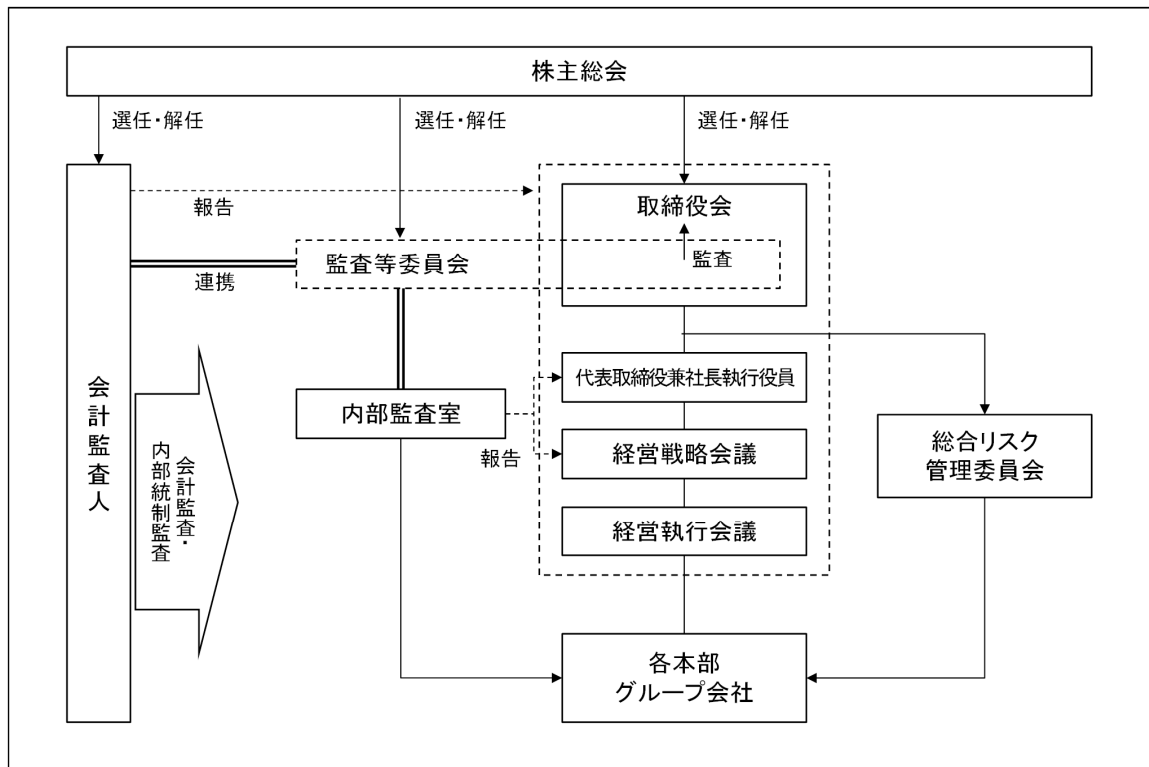
② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、2015年6月26日の第54回定時株主総会での承認をもって監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しております。さらに当社は、2015年10月30日に「エンプラス コーポレート・ガバナンス ポリシー」を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。また、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進しております。当社のコーポレート・ガバナンスの基盤となる主要な機関は以下のとおりであります。

名称	目的	権限	構成員
取締役会	業務執行に関する意思決定及び取締役の職務の執行の監督	経営方針の決定権限	横田 大輔 藤田 慈也 堀川 裕司 風巻 成典 (社外取締役) 井植 敏雅 (社外取締役) 久田 眞佐男 (社外取締役) 長谷川 一郎
監査等委員会	取締役の職務の執行の監査	監査権限	井植 敏雅 (社外取締役) 久田 眞佐男 (社外取締役) 長谷川 一郎
内部監査室	監査等委員会の補助	監査権限	内部監査室 室長 他3名
経営戦略会議	代表取締役が取締役会から委任された重要事項に関する意思決定を行うための諮問機関	重要事項の決定権限	横田 大輔 藤田 慈也 堀川 裕司 長谷川 一郎 執行役員
総合リスク管理委員会	全社的なリスクの検出及び対策の立案	調査権限 改善命令権限	横田 大輔 藤田 慈也 堀川 裕司 長谷川 一郎 執行役員 事業執行責任者 間接部門責任者

当社のコーポレート・ガバナンスの体制全体の模式図は以下のとおりであります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性を向上させることを目的として取締役7名中3名の社外取締役を選任しております。また、経営の意思決定機関である取締役会に監査等委員である取締役が属する監査等委員会設置会社制度に移行することにより、経営への監視・監督機能の強化が一層図れると判断いたしました。

ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

〔1〕取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

〔2〕当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

〔3〕当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

〔4〕当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

〔5〕子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。

〔6〕 その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

〔7〕 当社の監査等委員会の職務を補助するべき使用人に関する体制

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

〔8〕 補助使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

〔9〕 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

〔10〕 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

〔11〕 監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。

〔12〕 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。

〔13〕 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

〔14〕 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査

等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

[15] 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

・リスク管理体制の整備の状況

[1] リスク管理体制

「内部統制システムの整備の状況」の「〔2〕当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」に記載のとおりであります。

〔2〕コンプライアンス体制

「内部統制システムの整備の状況」の「〔4〕当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載のとおりであります。

二、責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に基づく最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 株主総会決議事項の取締役会決議

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、株主への機動的な利益還元を目的に、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

⑥ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当について、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により中間配当することができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	横田 大輔	1967年11月4日生	1993年8月 当社入社 2000年4月 ENPLAS(U. S. A.), INC. 代表取締役社長 2002年4月 当社執行役員自動車機器事業部長(兼)欧米担当 2003年6月 当社取締役 2004年4月 当社取締役エンブラ事業部長 2006年4月 当社常務取締役事業本部長(兼)オプトブラニクス事業部長 2007年4月 当社常務取締役事業本部長 2008年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る	(注)4	1,422.4
取締役	藤田 慈也	1972年12月24日生	2003年3月 当社入社 2009年4月 ENPLAS(U. S. A.), INC. Vice President 2013年4月 当社経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長 2014年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長 2015年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 グループフィナンシャルオフィス 部門長 2017年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター 部門長 2019年4月 当社執行役員 事業本部 MSD事業部 事業部長 2019年6月 当社執行役員 コーポレートセンター センター長 2019年6月 当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレートセンター センター長に就任、現在に至る	(注)4	2.2
取締役	堀川 裕司	1977年2月22日生	2008年11月 当社入社 2013年7月 当社エンブラ事業部 副事業部長 2014年10月 当社エンブラ事業部 事業部長 2016年4月 当社事業企画室 部門長 2017年4月 株式会社DNAチップ研究所 顧問 2017年6月 株式会社DNAチップ研究所 取締役 2019年5月 株式会社DNAチップ研究所 取締役退任 2019年6月 当社財務経理本部 本部長 2019年6月 当社取締役(兼)経営執行役員 財務経理本部 本部長に就任、現在に至る	(注)4	1.7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	風巻 成典	1949年3月8日生	<p>1971年4月 日製産業株式会社（現株式会社日立ハイテクノロジーズ）入社</p> <p>2001年10月 株式会社日立ハイテクノロジーズ 電子機材部 部長</p> <p>2003年4月 同社工業材料営業本部 副本部長</p> <p>2005年4月 同社工業材料営業本部 本部長</p> <p>2005年6月 同社理事 工業材料営業本部 本部長</p> <p>2008年4月 同社執行役常務 工業材料営業本部 本部長</p> <p>2010年4月 同社執行役常務 西日本支社長（兼）関西支店長</p> <p>2011年4月 同社執行役常務 営業統轄本部 副統括本部長（兼）関西支店長</p> <p>2012年4月 同社特命顧問</p> <p>2013年3月 同社特命顧問退任</p> <p>2015年6月 当社取締役（監査等委員）</p> <p>2019年6月 当社取締役に就任、現在に至る</p>	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	井植 敏雅	1962年12月3日生	<p>1989年4月 三洋電機株式会社入社</p> <p>1996年6月 同社取締役 ソフトエナジーカンパニー カンパニー社長</p> <p>2000年6月 同社取締役専務 コンポーネント企業グループCEO</p> <p>2002年6月 同社代表取締役副社長（兼）CEO</p> <p>2005年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2007年6月 同社特別顧問</p> <p>2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長 執行役員</p> <p>2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長、グローバルカンパニー社長（兼）CEO</p> <p>2014年4月 株式会社LIXIL取締役副社長（兼）マーケティング担当</p> <p>2015年4月 株式会社LIXIL取締役副社長（兼）ハウジングテクノロジーCEO</p> <p>2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役（兼）執行役就任</p> <p>2017年6月 同社取締役（兼）執行役退任</p> <p>2017年7月 当社エグゼクティブアドバイザー</p> <p>2018年6月 当社取締役</p> <p>2019年6月 当社取締役（監査等委員）に就任、現在に至る</p>	(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 (監査等委員)	久田 眞佐男	1948年12月16日生	<p>1972年4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>1995年2月 同社国際電力営業本部電力部 部長</p> <p>1999年4月 同社電力・電機グループ電力統括営業本部 国際電力営業本部 本部長</p> <p>2001年2月 日立(中国)有限公司 総経理</p> <p>2003年4月 株式会社日立製作所グローバル事業本部 本部長(兼)輸出管理本部 副本部長</p> <p>2004年2月 日立アメリカ社 社長</p> <p>2006年2月 株式会社日立製作所グループ調達統括本部 本部長</p> <p>2006年4月 同社調達統括本部 本部長</p> <p>2007年4月 同社執行役常務(兼)調達統括本部本部長(兼)マーケティング統括本部 副統括本部長(兼)グローバル事業本部 本部長</p> <p>2009年10月 同社執行役常務(兼)営業統括本部副統括本部長(兼)国際本部 本部長(兼)国際事業戦略本部 本部長</p> <p>2010年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ代表執行役 執行役副社長</p> <p>2010年6月 同社代表執行役 執行役副社長(兼)取締役</p> <p>2011年4月 同社代表執行役 執行役社長(兼)取締役</p> <p>2015年4月 同社取締役(兼)執行役</p> <p>2015年6月 同社取締役会長</p> <p>2017年6月 同社相談役に就任、現在に至る</p> <p>2019年6月 アルコニックス株式会社 社外取締役に就任、現在に至る</p> <p>2019年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、現在に至る</p>	(注)5	—
取締役 (監査等委員)	長谷川一郎	1955年12月24日生	<p>2003年7月 当社入社</p> <p>2006年4月 株式会社エンプラス半導体機器業務本部長</p> <p>2006年6月 株式会社エンプラス半導体機器取締役(兼)執行役員業務部門長</p> <p>2012年6月 当社取締役(兼)執行役員総務部門担当</p> <p>2013年4月 当社取締役(兼)執行役員経営企画管理本部ローカルサービスセンター長</p> <p>2015年4月 当社取締役(兼)執行役員内部監査室担当</p> <p>2015年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、現在に至る</p>	(注)5	5.3
計					1,431.6

- (注) 1 2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 風巻 成典氏、久田 眞佐男氏、井植 敏雅氏の3氏は社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
- 3 長谷川一郎氏は常勤の監査等委員であります。
- 4 監査等委員以外の取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(千株)
落合 栄	1955年11月23日生	1980年4月 関東信越国税局入局 1999年7月 浦和税務署法人第1部門 連絡調整官 2001年7月 水戸税務署法人第3部門 統括調査官 2002年7月 長野税務署法人第5部門 統括調査官 2004年7月 大宮税務署法人第2部門 統括調査官 2006年9月 税理士登録、現在に至る 2007年6月 当社社外監査役就任 2015年6月 当社社外監査役退任	0.1

② 社外役員の状況

当社は社外取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員）を2名選任しております。

当社グループと社外取締役（監査等委員を除く）風巻成典氏が2013年3月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。その他の社外監査等委員と、当社との間に利害関係（人的、資本的、取引関係等）はありません。

また当社グループと社外取締役（監査等委員）である久田眞佐男氏が2019年6月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。その他の社外監査等委員と、当社との間に利害関係（人的、資本的、取引関係等）はありません。

当社は、企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定に影響を与えるような当社との利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、社外取締役として選任し独立役員として指定することとしております。

③ 監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査等委員は、「(3) [監査の状況] ① 監査等委員監査の状況」に記載のとおり厳正な監査を実施しており、内部監査室及び会計監査人と相互の連携を図りながら、監査機能の強化に努めることとしております。

当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員3名中2名を社外監査等委員とすることで経営への監視機能を強化しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、2015年6月26日の第54回定時株主総会での承認をもって監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しました。具体的には企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定に影響を与えるような当社との利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、社外監査等委員として選任し独立役員として指定しております。監査等委員は3名中2名が社外監査等委員であり、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、各部門の業務執行状況の報告・確認、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施することとしております。

② 内部監査の状況

独自の内部監査部門である内部監査室が、当社及びグループ会社の業務執行状況の適正性及び妥当性・効率性を監査しておりますが、代表取締役社長に報告するとともに監査等委員会にも直接報告しております。また、監査等委員は同室に対し監査業務に必要な事項を指示することができます。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 青柳淳一、植木拓磨

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 21名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、会計監査人の選定に際しては、候補者の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて、候補者を総合的に評価し、選定について判断することとしております。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、監査法人の評価に際しては、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査等委員会とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクについて評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i から iii の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	—	45	—
連結子会社	—	—	—	—
計	45	—	45	—

b. その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の在外連結子会社10社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は38百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の在外連結子会社9社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は34百万円であります。

c. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規定（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員会監査基準に定めております。その内容は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するというものであります。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する限度内で監査等委員の協議をもって定めるとしております。

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、取締役（監査等委員）について年額100百万円以内と決議いただいております。

また、経営執行役員を兼務する取締役には、取締役としての報酬等に加えて経営執行役員としての報酬等が支給されます。経営執行役員としての報酬等には業績に連動する賞与が含まれておりますが、賞与は事業から経常的に稼得される利益の水準をもとに決定すべきであるという考えから、連結売上高経常利益率を考慮して金額が決定されます。当連結会計年度における当該指標の目標値は9.7%であり、実績は6.0%となりました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	115	88	26	2
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	12	12	—	1
社外役員	31	31	—	3

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、配当及び株式売却により得られる利益のみを目的として株式を保有することを純投資目的の保有と位置付けております。なお、当連結会計年度末において純投資目的の株式の保有はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

毎期、株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の目的と合理性について経営戦略会議で審議したのち、取締役会においてその結果を報告しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	12	778
非上場株式以外の株式	3	4

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)みずほフィナン シャルグループ	1,482,980	1,482,980	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	有
	254	283		
日本電産(株)	14,640	14,640	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	205	239		
ソニー(株)	32,700	32,700	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	151	168		
(株)りそなホールデ ィングス	102,990	102,990	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	有
	49	57		
富士フイルムホール ディングス(株)	7,320	7,320	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	36	31		
(株)デンソー	6,762	6,762	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	29	39		
(株)ケーヒン	14,275	14,275	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	25	30		
(株)ミツバ	25,000	25,000	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	15	34		
AEHR TEST SYSTEMS	25,750	25,750	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	3	6		
山一電機(株)	2,200	2,200	参考情報の取得を目的として保有。情報 から得られる便益が保有に伴い発生する コストに見合うかを精査することで保有 の合理性を検証。	無
	2	4		
第一生命ホールディ ィングス(株)	1,500	1,500	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	有
	2	2		
(株)セゾン情報シス テムズ	1,000	1,000	参考情報の取得を目的として保有。情報 から得られる便益が保有に伴い発生する コストに見合うかを精査することで保有 の合理性を検証。	無
	1	1		
(株)DNAチップ研究 所	-	8,520	参考情報の取得を目的として保有。情報 から得られる便益が保有に伴い発生する コストに見合うかを精査することで保有 の合理性を検証。	無
	-	117		

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに出席するなど、適宜情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,798	25,405
受取手形及び売掛金	※1 6,835	※1 7,010
有価証券	200	—
製品	915	983
仕掛品	548	572
原材料及び貯蔵品	1,510	1,425
未収消費税等	718	549
その他	953	884
貸倒引当金	△10	△11
流動資産合計	36,470	36,818
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,191	3,044
機械装置及び運搬具（純額）	2,001	1,806
工具、器具及び備品（純額）	1,103	1,162
土地	6,783	6,792
建設仮勘定	259	358
有形固定資産合計	※2 13,339	※2 13,164
無形固定資産		
ソフトウェア	367	331
のれん	1,919	1,484
その他	457	445
無形固定資産合計	2,744	2,260
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 2,769	※3 2,138
退職給付に係る資産	106	456
繰延税金資産	523	759
長期預け金	540	564
その他	646	514
貸倒引当金	△21	△21
投資その他の資産合計	4,564	4,413
固定資産合計	20,647	19,837
資産合計	57,118	56,656

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,271	1,325
未払金	936	860
未払法人税等	406	328
賞与引当金	554	505
役員賞与引当金	51	40
その他	798	862
流動負債合計	4,018	3,923
固定負債		
退職給付に係る負債	32	45
役員退職慰労引当金	15	—
繰延税金負債	224	337
訴訟損失引当金	469	474
その他	98	268
固定負債合計	841	1,125
負債合計	4,860	5,049
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080	8,080
資本剰余金	7,569	7,569
利益剰余金	49,736	48,997
自己株式	△13,997	△14,130
株主資本合計	51,389	50,516
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	447	312
為替換算調整勘定	146	383
その他の包括利益累計額合計	594	696
新株予約権	165	262
非支配株主持分	109	132
純資産合計	52,258	51,606
負債純資産合計	57,118	56,656

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	33,288	31,281
売上原価	※5 17,870	※5 18,128
売上総利益	15,418	13,153
販売費及び一般管理費	※1,※2 11,050	※1,※2 11,417
営業利益	4,368	1,735
営業外収益		
受取利息	62	156
受取配当金	19	20
為替差益	—	259
固定資産賃貸料	24	18
スクラップ売却益	36	32
その他	65	87
営業外収益合計	209	575
営業外費用		
為替差損	455	—
固定資産賃貸費用	22	22
持分法による投資損失	245	394
その他	7	15
営業外費用合計	731	433
経常利益	3,846	1,877
特別利益		
固定資産売却益	※3 14	※3 12
投資有価証券売却益	—	415
持分変動利益	—	39
特別利益合計	14	468
特別損失		
固定資産売却損	※4 5	※4 1
訴訟損失引当金繰入額	38	2
退職給付制度終了損	30	—
投資有価証券評価損	—	1,116
その他	—	106
特別損失合計	74	1,227
税金等調整前当期純利益	3,786	1,119
法人税、住民税及び事業税	1,186	688
法人税等調整額	18	51
法人税等合計	1,205	740
当期純利益	2,580	378
非支配株主に帰属する当期純利益	43	45
親会社株主に帰属する当期純利益	2,536	332

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	2,580	378
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	93	△135
為替換算調整勘定	△272	252
退職給付に係る調整額	△40	—
持分法適用会社に対する持分相当額	37	△16
その他の包括利益合計	※ △182	※ 100
包括利益	2,398	479
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,356	435
非支配株主に係る包括利益	42	44

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,080	7,569	48,223	△13,989	49,884
当期変動額					
剰余金の配当			△1,023		△1,023
親会社株主に帰属する当期純利益			2,536		2,536
自己株式の取得				△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,513	△7	1,505
当期末残高	8,080	7,569	49,736	△13,997	51,389

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	354	379	40	774	50	74	50,783
当期変動額							
剰余金の配当							△1,023
親会社株主に帰属する当期純利益							2,536
自己株式の取得							△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	93	△233	△40	△180	115	34	△30
当期変動額合計	93	△233	△40	△180	115	34	1,475
当期末残高	447	146	—	594	165	109	52,258

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,080	7,569	49,736	△13,997	51,389
当期変動額					
剰余金の配当			△1,023		△1,023
親会社株主に帰属する当期純利益			332		332
自己株式の取得				△133	△133
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△48		△48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△739	△133	△873
当期末残高	8,080	7,569	48,997	△14,130	50,516

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	447	146	594	165	109	52,258
当期変動額						
剰余金の配当						△1,023
親会社株主に帰属する当期純利益						332
自己株式の取得						△133
連結子会社の決算期変更に伴う増減						△48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△135	237	102	96	22	221
当期変動額合計	△135	237	102	96	22	△651
当期末残高	312	383	696	262	132	51,606

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,786	1,119
減価償却費	2,029	2,254
のれん償却額	192	332
訴訟損失引当金の増減額 (△は減少)	13	4
有形固定資産売却損益 (△は益)	△9	△10
持分法による投資損益 (△は益)	245	394
持分変動損益 (△は益)	—	△39
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△14	△337
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△27	△54
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7	△11
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△415
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	1,116
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	0	—
受取利息及び受取配当金	△82	△177
為替差損益 (△は益)	178	△134
売上債権の増減額 (△は増加)	109	8
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△587	91
仕入債務の増減額 (△は減少)	208	1
未払金の増減額 (△は減少)	354	24
その他	△447	395
小計	5,944	4,561
利息及び配当金の受取額	82	157
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△445	△773
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,581	3,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△445	△524
定期預金の払戻による収入	763	661
有形固定資産の取得による支出	△1,974	△1,831
有形固定資産の売却による収入	27	37
無形固定資産の取得による支出	△150	△322
投資有価証券の取得による支出	△151	△1,324
貸付けによる支出	—	△1
投資有価証券の売却による収入	—	764
貸付金の回収による収入	4	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △2,892	—
その他	△15	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,834	△2,411

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△7	△133
配当金の支払額	△1,022	△1,023
非支配株主への配当金の支払額	△6	△21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,037	△1,178
現金及び現金同等物に係る換算差額	△307	196
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△598	552
現金及び現金同等物の期首残高	25,143	24,545
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加(△減少)額	—	△16
現金及び現金同等物の期末残高	※1 24,545	※1 25,081

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

国内法人 5社

在外法人 20社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD. 及びGUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であったENPLAS LIFE TECH, INC. は同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っておりましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

なお、当該連結子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

(イ) 製品・仕掛品

当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。但し金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

(ロ) 原材料

当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社は、主として移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	3～15年
工具、器具及び備品	2～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）
顧客関連資産	5年（その効果の及ぶ期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき負担見込額を計上しております。

ホ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。在任の役員に係る部分については固定負債の「その他」に振り替えております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建売掛金、外貨建買掛金

ハ ヘッジ方針

為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、3ヶ月以内に満期日の到来する定期預金及び価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「未収還付法人税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収還付法人税等」280百万円及び「その他」672百万円は「流動資産」の「その他」953百万円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が346百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が230百万円増加しております。また、「流動負債」の「その他」が8百万円減少し、「固定負債」の「その他」が106百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が115百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「過年度法人税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「法人税、住民税及び事業税」に表示していた1,107百万円、「過年度法人税等」79百万円は、「法人税、住民税及び事業税」1,186百万円として組み替えております。

(追加情報)

訴訟関連

当社子会社である株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスとSEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD.(大韓民国京畿道安山市)とのLED拡散レンズに関する特許係争について、2016年8月10日に、米国連邦地方裁判所において損害賠償額の認定がなされました。当社は同年8月31日付で巡回控訴裁判所へ控訴を提起いたしました。2018年11月19日に第1審の損害賠償額の算定は不当であるものの、損害賠償義務の認定は維持する旨の判決の言い渡しがありました。当社はこの控訴審判決を不服として、控訴裁判所へ大合議による再審理の申立を提起していましたが、2019年3月13日に却下されました。却下されました内容につきましては、2019年6月7日付で米国最高裁判所へ上告しております。一方、損害賠償額に関する第一審判決破棄差戻しとの控訴審判決にしたがい、損害賠償額の算定の管轄は地方裁判所へ移審されています。当該損害賠償額の当連結会計年度末の評価額474百万円を連結貸借対照表の固定負債に訴訟損失引当金として計上しております。

また、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD. から、韓国の公正取引法上の不正取引行為または民法上の不法行為を理由として、損害の賠償を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2018年10月25日、韓国ソウル中央地方法院において、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD. の請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありました。当該判決を受け、同年11月16日付でSEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD. より、控訴の提起を受けました。2019年3月28日に第一回弁論が韓国ソウル高等法院で行われ、控訴審がスタートいたしました。

(連結貸借対照表関係)

※1 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	53百万円	41百万円

※2 有形固定資産減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産減価償却累計額	21,815百万円	22,732百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	437百万円	350百万円

4 当社は資金調達効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料手当・賞与	3,273	3,387
賞与引当金繰入額	332	320
役員賞与引当金繰入額	60	48
役員退職慰労引当金繰入額	6	—
退職給付費用	89	143
研究開発費	1,193	1,264

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	1,193百万円	1,264百万円

※3 固定資産売却益の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	6百万円	8百万円
工具、器具及び備品	8	4

※4 固定資産売却損の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	5百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	1

※5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額を相殺した後のものです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	88百万円	△54百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	144百万円	△176百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	144	△176
税効果額	△51	41
その他有価証券評価差額金	93	△135
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△272	252
組替調整額	—	—
税効果調整前	△272	252
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△272	252
退職給付に係る調整額		
当期発生額	—	—
組替調整額	△58	—
税効果調整前	△58	—
税効果額	17	—
退職給付に係る調整額	△40	—
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	37	△16
その他の包括利益合計	△182	100

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	18,232,897	—	—	18,232,897
合計	18,232,897	—	—	18,232,897
自己株式				
普通株式 (注)	5,435,965	1,700	—	5,437,665
合計	5,435,965	1,700	—	5,437,665

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,700株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	165
	合計	—	—	—	—	—	165

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月31日 取締役会	普通株式	511	40	2017年3月31日	2017年6月2日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	511	40	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	511	40	2018年3月31日	2018年6月1日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	18,232,897	—	—	18,232,897
合計	18,232,897	—	—	18,232,897
自己株式				
普通株式（注）	5,437,665	47,751	—	5,485,416
合計	5,437,665	47,751	—	5,485,416

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加47,751株は、取締役会の決議に基づく取得による増加47,500株、単元未満株式の買取による増加251株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	262
合計		—	—	—	—	—	262

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月30日 取締役会	普通株式	511	40	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	511	40	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	191	15	2019年3月31日	2019年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	24,798百万円	25,405百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△453	△324
有価証券勘定のうち短期投資	200	—
現金及び現金同等物	24,545	25,081

※2 前連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにPOLYLINKS, INC. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにPOLYLINKS, INC. 株式の取得価額とPOLYLINKS, INC. 取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	111百万円
固定資産	828
のれん	1,996
流動負債	△43
同社株式の取得価額	2,892
同社現金及び現金同等物	△0
差引:同社取得のための支出	2,892

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	533	480
1年超	828	611
合計	1,361	1,091

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金・譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入によって調達しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

借入金については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。（(注)2をご参照ください。）

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,798	24,798	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,835	6,835	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
有価証券	200	200	—
投資有価証券	1,018	1,018	—
資産計	32,851	32,851	—
(4) 買掛金	1,271	1,271	—
(5) 未払金	936	936	—
負債計	2,207	2,207	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	25,405	25,405	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,010	7,010	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
有価証券	—	—	—
投資有価証券	778	778	—
資産計	33,193	33,193	—
(4) 買掛金	1,325	1,325	—
(5) 未払金	860	860	—
負債計	2,186	2,186	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

上記は全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

ただし、振当処理の対象となる一部の外貨建売掛金については、為替予約レートで換算を行っております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

①有価証券の時価については、短期で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券及び投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(4) 買掛金、並びに(5) 未払金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	1,314	1,009

上記については、市場価格が無く、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、資産(3)有価証券及び投資有価証券には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,798	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,835	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
その他	200	—	—	—
合計	31,834	—	—	—

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	25,405	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,010	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
その他	—	—	—	—
合計	32,415	—	—	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	960	385	574
	小計	960	385	574
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	57	58	△0
	その他	200	200	—
	小計	257	258	△0
合計		1,218	644	574

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,314百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	728	322	406
	小計	728	322	406
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	49	58	△9
	その他	—	—	—
	小計	49	58	△9
合計		778	380	397

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,009百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超(百万円)	時 価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建米ドル	売掛金	1,449千米ドル	—	※

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超(百万円)	時 価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建米ドル	売掛金	1,723千米ドル	—	※
	為替予約取引買建日本円	買掛金	196百万円	—	※

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度並びに当社及び国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の海外子会社においても確定給付型の制度を設けております。また、一部の海外子会社は確定拠出型の制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,158百万円	2,287百万円
勤務費用	193	3
利息費用	0	—
数理計算上の差異の発生額	△6	8
退職給付の支払額	△83	△54
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△2,072
退職給付制度終了損	30	—
その他	△4	1
退職給付債務の期末残高	2,287	173

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	2,278百万円	2,361百万円
期待運用収益	19	7
数理計算上の差異の発生額	△12	—
事業主からの拠出額	159	—
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△1,729
退職給付の支払額	△83	△54
年金資産の期末残高	2,361	585

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,254百万円	128百万円
年金資産	△2,361	△585
	△106	△457
非積立型制度の退職給付債務	32	45
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△73	△411
退職給付に係る負債	32	45
退職給付に係る資産	△106	△456
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△73	△411

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	193百万円	3百万円
利息費用	0	—
期待運用収益	△19	△7
数理計算上の差異の費用処理額	△58	8
確定給付制度に係る退職給付費用	116	3

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	△58百万円	—百万円
合計	△58	—

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
一般勘定	100%	100%
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.03%	—
長期期待運用収益率	0.87%	0.87%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度21百万円、当連結会計年度225百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価の株式報酬費	19	15
一般管理費の株式報酬費	96	80

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4名 当社従業員 325名 当社子会社取締役 8名 当社子会社従業員 175名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 422,300株
付与日	2016年11月11日
権利確定条件	割当を受けた者が、権利確定日においても、当社、当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
対象勤務期間	自 2016年11月11日 至 2019年10月25日
権利行使期間	自 2019年10月26日 至 2021年10月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	404,600
付与	—
失効	29,500
権利確定	—
未確定残	375,100
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	3,210
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	868

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	320百万円	452百万円
賞与引当金	135	135
未収入金	51	58
たな卸資産評価損	22	37
研究金型仕掛原価	26	32
未払事業税	16	29
固定資産減損損失	80	78
減価償却超過額	159	164
投資有価証券評価損	88	351
関係会社株式	20	20
非適格現物出資に伴う時価評価差額	274	274
退職給付に係る負債	0	2
繰越外国税額控除	70	73
未実現利益消去	42	40
地代家賃	3	3
訴訟損失引当金	160	162
企業結合により識別された無形資産	85	102
未払金	—	76
その他	132	125
繰延税金資産小計	1,692	2,223
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	—	△187
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△1,130
評価性引当額小計(注)1	△944	△1,318
繰延税金資産合計	747	904
繰延税金負債との相殺	△224	△145
繰延税金資産の純額	523	759
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△126	△84
在外子会社配当原資	△147	△147
退職給付に係る資産	△31	△139
特別償却準備金	△77	△54
未収還付事業税	△3	△5
為替差損	△3	—
その他	△57	△51
繰延税金負債合計	△448	△482
繰延税金資産との相殺	224	145
繰延税金負債の純額	△224	△337

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、投資有価証券評価損否認に係る評価性引当額の増加であります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	53	1	44	24	18	309	452
評価性引当額	△53	△1	△44	△24	△18	△45	△187
繰延税金資産	—	—	—	—	—	264	264

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金452百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産264百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との間の差 異が法定実効税率の100分の5以下 であるため注記を省略しておりま す。	30.5%
評価性引当額の増減		26.9
海外税率差		△7.5
交際費等永久に損金に算入されない項目		9.7
試験研究費の控除		△6.0
所得拡大促進税制による税額控除		△1.2
持分法による投資損失		10.7
持分変動利益		△1.1
外国子会社配当源泉税		5.2
その他		△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		66.2

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、海外(タイ)において遊休不動産を保有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	281	294
期中増減額	12	△103
期末残高	294	191
期末時価	500	272

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価等に基づいております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営戦略会議において経営資源の配分の決定のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別のセグメントから構成されており、「エンブラ事業」、「半導体機器事業」、「オプト事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する製品は以下のとおりであります。

セグメント	製品内容
エンブラ事業	OA・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器、バイオ関連製品
半導体機器事業	各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット
オプト事業	光通信デバイス、LED用拡散レンズ

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	エンブラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	13,530	11,977	7,780	33,288
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	13,530	11,977	7,780	33,288
セグメント利益	159	1,912	2,296	4,368
その他の項目				
減価償却費	890	417	508	1,816

(注) 1.セグメント利益の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2.セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	エンブラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	14,340	11,923	5,018	31,281
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	14,340	11,923	5,018	31,281
セグメント利益	15	879	840	1,735
その他の項目				
減価償却費	935	523	511	1,971

(注) 1.セグメント利益の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2.セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	中国	韓国	その他 アジア	欧州	その他	合計
7,141	5,053	3,953	3,872	9,711	2,454	1,041	33,288

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	合計
11,055	1,176	1,052	55	13,339

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
藤光樹脂株式会社	3,798	オプト事業

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	中国	シンガポール	その他 アジア	欧州	その他	合計
6,639	5,805	4,279	3,155	8,024	2,468	908	31,281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「韓国」は、連結損益計算書の売上高の10%未満となったため、当連結会計年度において「その他アジア」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「シンガポール」は、連結損益計算書の売上高の10%以上となったため、当連結会計年度より「シンガポール」として独立掲記しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	合計
10,914	1,113	1,095	40	13,164

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	エンブラ 事業	半導体機器 事業	オプト 事業	合計
当期償却額	142	50	—	192
当期末残高	1,871	48	—	1,919

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	エンブラ 事業	半導体機器 事業	オプト 事業	合計
当期償却額	281	50	—	332
当期末残高	1,484	—	—	1,484

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	4,062.72円	4,017.45円
1株当たり当期純利益金額	198.26円	26.03円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	197.72円	－円

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,536	332
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,536	332
期中平均株式数(株)	12,796,390	12,791,462
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額調整額(百万円)	－	－
普通株式増加数(株)	34,522	－
(うち新株予約権(株))	(34,522)	(－)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	第3回新株予約権 普通株式 375,100株

(重要な後発事象)

自己株式の取得期間延長

2019年1月4日開催の取締役会にて決議した自己株式取得に係る事項について、2019年4月26日開催の取締役会において、その内容を下記のとおり変更することを決議いたしました。

1. 変更理由

自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得期間の延長をいたします。

2. 変更内容

	変更前	変更後
取得対象株式の種類	当社普通株式	
取得しうる株式の総数	500,000株(上限)	
株式の取得価額の総額	1,500百万円(上限)	
取得期間	2019年1月7日から 2019年4月26日	2019年1月7日から 2019年7月31日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,019	16,207	23,781	31,281
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	918	1,631	1,776	1,119
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	505	1,029	1,096	332
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	39.53	80.49	85.67	26.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	39.53	40.96	5.18	△59.70

②訴訟

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,014	6,893
受取手形	※1 205	※1 235
売掛金	1,533	1,509
有価証券	200	—
製品	92	106
仕掛品	273	355
原材料及び貯蔵品	162	174
前払費用	93	82
未収入金	※2 1,046	※2 890
その他	※2 1,171	185
流動資産合計	11,792	10,434
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,017	1,908
構築物	23	23
機械及び装置	539	602
車両運搬具	27	18
工具、器具及び備品	247	315
土地	6,330	6,330
建設仮勘定	176	143
有形固定資産合計	9,361	9,343

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
無形固定資産		
ソフトウェア	203	191
その他	45	173
無形固定資産合計	249	365
投資その他の資産		
投資有価証券	1,174	782
関係会社株式	5,745	9,659
関係会社出資金	262	262
関係会社長期貸付金	1,965	—
前払年金費用	90	456
その他	164	149
貸倒引当金	△21	△21
投資その他の資産合計	9,381	11,289
固定資産合計	18,991	20,998
資産合計	30,784	31,433
負債の部		
流動負債		
買掛金	375	347
未払金	349	580
未払費用	144	150
未払法人税等	34	82
預り金	53	61
賞与引当金	234	215
役員賞与引当金	41	26
その他	22	30
流動負債合計	1,256	1,494
固定負債		
繰延税金負債	—	39
その他	80	186
固定負債合計	80	226
負債合計	1,336	1,720

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080	8,080
資本剰余金		
資本準備金	2,020	2,020
その他資本剰余金	5,549	5,549
資本剰余金合計	7,569	7,569
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	156	113
繰越利益剰余金	27,025	27,506
利益剰余金合計	27,181	27,619
自己株式	△13,997	△14,130
株主資本合計	28,834	29,138
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	447	312
評価・換算差額等合計	447	312
新株予約権	165	262
純資産合計	29,447	29,712
負債純資産合計	30,784	31,433

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※2 5,910	※2 6,337
売上原価	3,765	4,146
売上総利益	2,144	2,190
販売費及び一般管理費	※1 5,194	※1 4,948
営業損失(△)	△3,050	△2,757
営業外収益		
受取利息	95	75
受取配当金	※2 3,546	※2 2,018
為替差益	—	271
固定資産賃貸料	※2 142	※2 123
技術指導料	※2 1,306	※2 1,659
経営指導料	※2 1,067	※2 1,356
雑収入	28	75
営業外収益合計	6,186	5,580
営業外費用		
固定資産賃貸費用	50	38
為替差損	189	—
その他	2	6
営業外費用合計	241	44
経常利益	2,894	2,777
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	167
特別利益合計	0	167
特別損失		
投資有価証券評価損	—	298
関係会社株式評価損	—	764
訴訟損失引当金繰入額	17	—
退職給付制度終了損	18	—
その他	0	71
特別損失合計	36	1,134
税引前当期純利益	2,858	1,810
法人税、住民税及び事業税	102	265
法人税等調整額	△56	84
法人税等合計	46	349
当期純利益	2,812	1,461

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,080	2,020	5,549	7,569	199	25,193	25,392
当期変動額							
特別償却準備金の取崩					△43	43	—
剰余金の配当						△1,023	△1,023
当期純利益						2,812	2,812
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△43	1,832	1,788
当期末残高	8,080	2,020	5,549	7,569	156	27,025	27,181

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△13,989	27,053	354	354	50	27,457
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,023				△1,023
当期純利益		2,812				2,812
自己株式の取得	△7	△7				△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			93	93	115	208
当期変動額合計	△7	1,781	93	93	115	1,989
当期末残高	△13,997	28,834	447	447	165	29,447

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,080	2,020	5,549	7,569	156	27,025	27,181
当期変動額							
特別償却準備金の取崩					△43	43	－
剰余金の配当						△1,023	△1,023
当期純利益						1,461	1,461
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△43	480	437
当期末残高	8,080	2,020	5,549	7,569	113	27,506	27,619

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△13,997	28,834	447	447	165	29,447
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,023				△1,023
当期純利益		1,461				1,461
自己株式の取得	△133	△133				△133
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△135	△135	96	△38
当期変動額合計	△133	303	△135	△135	96	265
当期末残高	△14,130	29,138	312	312	262	29,712

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

成形品については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～50年
機械及び装置	8年～10年
工具、器具及び備品	2年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建売掛金、外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収および外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「短期貸付金」及び「未収還付法人税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」及び「未収入金」にそれぞれ含めて表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「短期貸付金」1,125百万円及び「その他」46百万円は「流動資産」の「その他」1,171百万円として、「未収還付法人税等」266百万円及び「未収入金」779百万円は「流動資産」の「未収入金」1,046百万円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」203百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」200百万円と相殺して、「投資その他の資産」の「その他」164百万円に含めて表示しており、変更前と比べて総資産が200百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	1百万円	2百万円

※2 関係会社に関する資産及び負債について

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主な資産及び負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
流動資産		
未収入金	632百万円	701百万円
その他	1,125	—

※3 当社は資金調達の効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員賞与引当金繰入額	41百万円	26百万円
給料手当	1,002	1,039
賞与引当金繰入額	146	129
退職給付費用	49	77
研究開発費	1,203	1,057
減価償却費	158	157

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	2,071百万円	1,960百万円
受取配当金	3,527	1,998
固定資産賃貸料	122	108
技術指導料	1,306	1,659
経営指導料	1,067	1,356

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	567	1,170	603
合計	567	1,170	603

当事業年度 (2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	598	630	32
合計	598	630	32

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	4,528	9,060
関連会社株式	648	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
非適格現物出資に伴う時価評価差額	274百万円	274百万円
税務上の繰越欠損金	213	159
賞与引当金	73	72
未払金	—	59
未収入金	51	58
たな卸資産評価損	12	27
研究金型仕掛減価	26	32
未払固定資産税	3	3
未払事業税	7	21
関係会社株式評価損	—	232
固定資産減損損失	30	29
投資有価証券評価損	88	179
関係会社株式	20	20
繰越外国税額控除	70	73
減価償却超過額	13	15
貸倒引当金	6	6
地代家賃	3	3
訴訟損失引当金	5	—
その他	41	51
繰延税金資産小計	944	1,321
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△159
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△925
評価性引当額小計	△710	△1,084
繰延税金資産合計	233	236
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△126	△84
前払年金費用	△27	△139
特別償却準備金	△68	△49
為替差損	△3	—
その他	△5	△3
繰延税金負債合計	△230	△276
繰延税金資産（負債）の純額	2	△39

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.5%
評価性引当額の増減	1.0	20.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	2.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△36.6	△32.3
住民税均等割額	0.4	0.7
試験研究費の税額控除	△0.4	△2.8
外国税額控除	△0.6	△0.8
外国子会社配当源泉税	4.2	1.3
その他	0.2	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6	19.3

(重要な後発事象)

自己株式の取得期間延長

2019年1月4日開催の取締役会にて決議した自己株式取得に係る事項について、2019年4月26日開催の取締役会において、その内容を下記のとおり変更することを決議いたしました。

1. 変更理由

自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得期間の延長をいたします。

2. 変更内容

	変更前	変更後
取得対象株式の種類	当社普通株式	
取得しうる株式の総数	500,000株 (上限)	
株式の取得価額の総額	1,500百万円 (上限)	
取得期間	2019年1月7日から 2019年4月26日	2019年1月7日から 2019年7月31日

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	注記 番号	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産								
建物		5,197	8	2	5,203	3,294	116	1,908
構築物		196	2	—	198	174	1	23
機械及び装置	1	2,154	247	122	2,279	1,676	158	602
車両運搬具		59	1	4	56	37	9	18
工具、器具及び備品	2	3,155	283	110	3,328	3,012	212	315
土地		6,330	—	—	6,330	—	—	6,330
建設仮勘定		176	165	199	143	—	—	143
有形固定資産計		17,270	709	439	17,539	8,195	500	9,343
無形固定資産								
ソフトウェア	3	1,932	123	139	1,917	1,725	135	191
その他	4	45	294	165	174	0	0	173
無形固定資産計		1,978	418	304	2,092	1,726	135	365

(注) 1 当期増加額は主に生産設備取得によるものであります。

2 当期増加額は主に資産金型・工具器具・什器備品の取得によるもの、当期減少額は主に資産金型の廃棄によるものであります。

3 当期増加額は主にシステム更改によるものであります。

4 当期増加額は主に基盤システム構築によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	21	—	—	21
賞与引当金	234	215	234	215
役員賞与引当金	41	26	41	26

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 (NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 (NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.enplas.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第57期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第58期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月7日関東財務局長に提出

（第58期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月8日関東財務局長に提出

（第58期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

2019年4月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2019年4月26日関東財務局長に提出

2019年4月18日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2019年1月1日 至2019年1月31日）2019年2月13日関東財務局長に提出

報告期間（自2019年2月1日 至2019年2月28日）2019年3月12日関東財務局長に提出

報告期間（自2019年3月1日 至2019年3月31日）2019年4月11日関東財務局長に提出

報告期間（自2019年4月1日 至2019年4月30日）2019年5月13日関東財務局長に提出

報告期間（自2019年5月1日 至2019年5月31日）2019年6月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2019年6月21日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青柳

淳一

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

植木

拓磨

Ⓔ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの2018年4月1日か2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エンプラスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エンプラスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青柳	淳一	㊟
--------------------	-------	----	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植木	拓磨	㊟
--------------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月21日
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 横田 大輔は、当社の第58期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。